

掛川市水道事業管理規程第4号

掛川市水道事業指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成24年7月2日

掛川市水道事業管理者
掛川市長 松井三郎

掛川市水道事業指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

掛川市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成17年掛川市水道事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号及び第7条第2項第1号中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

附 則

この規程は、平成24年7月9日から施行する。